

ファミリー・サポート・センターいぶすき会則

(名称)

第1条 本会は、ファミリー・サポート・センターいぶすき（以下「センター」という。）と名称する。

(センターの目的)

第2条 センターは、地域において育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）を会員として組織化し、会員相互の育児に関する相互援助活動（以下「相互援助活動」という。）を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 センターは、指宿市から委託を受けた 社会福祉法人 清志会が実施するものとする。

(事務所)

第4条 センターは、事務所を指宿市開聞十町2807番地 開聞子育て支援センター KID' Sキッズ内に置く。

受付時間：9：00～17：00 月曜～土曜（祝日を除く）

※上記以外の休所日については、開聞子育て支援センターKID' Sキッズに準ずる。

(センターの業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整業務
- (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を得るために行う講習会関係開催業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) センターの広報業務
- (6) 関係機関との連絡調整業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める業務

(アドバイザー)

第6条 事業を実施するため、センターにアドバイザーを置く。アドバイザーは、開聞子育て支援センターKID' Sキッズのスタッフが兼務する。

2 アドバイザーは、第5条に規定する業務に関する事務を行う。

(会員)

第7条 依頼会員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 指宿市内に住所を有する者又は指宿市内の事業所等に勤務する者
- (2) 生後3か月以上の乳幼児から小学生までの児童を養育している者

2 提供会員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 指宿市内に住所を有する20歳以上の者
- (2) 児童を養育している場合、最年少の子が小学3年生以上の者

(3) 本事業の目的を理解し、子育て支援に意欲のある者

3 会員は、依頼会員と提供会員を兼ねることができる。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。なお、第1号様式は、指宿市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱において定めたものとする。以下、第2号様式及び第3号様式も同様とする。

2 提供会員は、入会に際し、講習会等を受講しなければならない。

3 センターは、第1項の規定による承認を受けた会員に対し、会員証（第2号様式）を交付する。

(保険)

第9条 会員は、相互援助活動中の事故に備えるため、子育て援助活動補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険の加入に要する費用は、センターが負担するものとする。

3 会員は、相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(退会)

第10条 退会しようとする会員は、退会届（第3号様式）をセンターに提出し、会員証を直ちに返還しなければならない。

2 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員登録を抹消することがある。

(1) 第7条第1項及び第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) この会則の規定に違反したとき。

(3) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。

(4) 相互援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会員としてふさわしくない非行があったとき。

(相互援助活動の内容)

第11条 提供会員が行う相互援助活動は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所等の保育開始時まで子どもを預かること。

(2) 保育所等の保育終了後、子どもを預かること。

(3) 保育所等までの子どもの送迎を行うこと。

(4) 学童保育終了後、子どもを預かること。

(5) 学校の放課後、子どもを預かること。

(6) 冠婚葬祭又は学校行事等の際に子どもを預かること。

(7) 外出の際に子どもを預かること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、依頼会員が仕事と育児を両立するために必要な援助。

2 提供会員が子どもを預かる場合は、原則として提供会員の居宅において行うものとする。ただし、会員双方の合意による場合は、この限りでない。

3 相互援助活動は、原則として1月1日から12月31日までの午前7時から午後7時までとする。

(相互援助活動の実施等)

第12条 依頼会員は、相互援助活動を必要とする場合は、センターに申し込むものとする。

2 センターは、申込みを受けたときは、依頼会員が希望する相互援助活動の内容及び日時等を確認し、提供会員との調整を行うものとする。

3 会員は、相互援助活動に先立ち、十分な打合せを行わなければならない。また、打合せの場所設定については、利便性に十分配慮しなければならない。

4 相互援助活動は、申込みした依頼内容の範囲内において、会員の主体的な合意と責任のもとに行うものとする。

5 会員は、前項の合意が整わないときは、相互援助活動を行わないものとする。

6 依頼会員は、申込みした依頼内容以外の援助を求めてはならない。

7 提供会員は、同時に複数の依頼会員に対し相互援助活動を行うことができないものとする。

8 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等に関して、プライバシーを侵害し、又は秘密を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も、同様とする。

9 会員は、センターを政治、宗教、営利等の目的に使用してはならない。

10 会員は、相互援助活動中に発生した事故により争いが生じた場合等においては、当事者である会員相互間で誠意をもって解決しなければならない。

11 提供会員は、相互援助活動を行ったときは、当該月分の活動に関する報告書を作成し、翌月5日までにセンターに報告するものとする。

(報酬等)

第13条 依頼会員は、相互援助活動が終了したときは、提供会員に対し、別表1に定める額の報酬及び実費を支払うものとする。

【別表1】

曜日と時間	1時間あたり	1時間を超えた30分あたり
月曜日から金曜日 (祝日・8/13~8/15・12/29~1/3を除く) 7:00~19:00	600円	300円
上記以外の全ての日 7:00~19:00	700円	350円

※ 基準額は、子ども1人につき上記の金額とし、相互援助活動が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

※ 複数の子どもを預かる場合の人数は、原則3人までとする。

- ※ 兄弟姉妹など同一世帯の複数の子どもを預かる場合の報酬は、2人目から基準額の半額とする。
- ※ 相互援助活動の時間は、提供会員が相互援助活動を開始したときから、依頼会員又は依頼会員が指定する者へ子どもを引き渡したときまでとする。
- ※ 提供会員が自動車を使用して送迎する場合は、1回の相互援助活動が終了するごとに100円を加算するものとする。
- ※ 食事代、おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払うものとする。また、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意するものとする。

2 相互援助活動の取消しを行う場合は、別表2に定める額の取消料を、取り消しを申し出た会員が支払うものとする。ただし、会員双方の合意による場合は、その限りではない。

【別表2】

内容	取消料
前日までの取消し	無料
当日取消し	別表1により算定された報酬額の半額
無断取消し	別表1により算定された報酬額の全額

附則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。